

岩国市姉妹都市展示コーナー製作業務

公募型プロポーザル実施要領

岩 国 市

岩国市姉妹都市展示コーナー製作業務

公募型プロポーザル

市役所 1 階正面玄関付近に岩国市姉妹都市展示コーナーを新たに設置し、来庁する方々に姉妹都市を PR できる環境をつくるため、展示用の什器の作成・デザイン・安全対策等、専門的な知見を活かし、市役所の新たな顔となる姉妹都市展示コーナーを作成する事業者を選定する。

1 募集内容等

(1) 業務名称

岩国市姉妹都市展示コーナー製作業務

(2) 業務内容等

別紙「岩国市姉妹都市展示コーナー製作業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(4) 企画提案を求める評価テーマ

本業務において企画提案を求める評価テーマは、仕様書の「5 業務の内容」に掲げる業務項目(1)～(4)における視点や考え方、具体的な実施手法についてとする。

※提案者は、自由な発想等に基づき、具体的かつ効果的な実施手法を提案するものとする。

(5) 審査体制

岩国市姉妹都市展示コーナー製作業務企画提案書特定プロジェクトチームが審査を行う。

(6) 契約

企画提案書の特定後、提案内容について検討、調整を経て、特定者との見積合わせを行う。見積額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、特定者が指名停止措置要件に該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。。

(7) 予算額（委託上限額）

3,300 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(8) 担当部署

岩国市文化スポーツ振興部 文化振興課
郵便番号 740-8585
住所 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
電話番号 0827-29-5211
ファックス 0827-21-3456
電子メール kokusai@city.iwakuni.lg.jp

2 参加資格・条件

この手続きに参加できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和 8 年度の本市の物品入札参加資格を有していること。
- (2) 単体事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この手続の公告の日から企画提案書の提出期限の日までの間に岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（平成 25 年 3 月 27 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

3 選定までのスケジュール（予定）

公示	令和 8 年 10 月 16 日（金）
参加表明書等に関する 質問の受付期間	令和 8 年 10 月 16 日（金）～ 10 月 21 日（水）
質問に対する回答期限	令和 8 年 10 月 22 日（木）
参加表明書等の提出期間	令和 8 年 10 月 16 日（金）～ 10 月 26 日（月）
企画提案書等の提出要請	令和 8 年 10 月 30 日（金）
企画提案書等に関する質問の受付期 間	令和 8 年 10 月 30 日（金）～ 12 月 1 日（火）
質問に対する回答期限	令和 8 年 12 月 4 日（金）
企画提案書等の提出期間	令和 8 年 10 月 30 日（金）～ 12 月 11 日（金）
ヒアリング	令和 8 年 12 月 17 日（木）
選定結果通知	令和 8 年 12 月 18 日（金）

4 参加表明書等の作成及び提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとする。なお、参加表明書等の様式は、岩国市ホームページから入手するものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 事業者の概要（様式第2号）
- ウ 事業等実績（様式第3号）

(2) 提出部数

(1)に掲げる書類を9部提出すること。

(3) 提出場所

1(8)と同じ

(4) 提出期限

令和8年10月26日（月）17時

(5) 提出方法

直接持参又は書留郵便とすること。なお、書留郵便の場合、提出期限までに提出場所に到達したもののみを有効とする。また、封書の表に「岩国市姉妹都市展示コーナー製作業務公募型プロポーザル参加表明書」を明記するとともに、郵送時には電話にて、文化振興課まで連絡すること。

(6) その他

参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

5 企画提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明書の評価項目、評価内容及び評価の割合は、別紙「岩国市姉妹都市展示コーナー製作業務に係る審査基準」のうちの「一次審査評価基準」による。

6 参加表明書等に関する質問及び回答

質問は、参加表明書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、企画提案書等の作成及び提出に関する質問や評価及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出について

- ア 提出書類 質問書（様式第5号）
- イ 提出方法 電子メール
- ウ 提出場所 1(8)と同じ

エ 提出期限 令和8年10月21日（水）17時

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールで回答するとともに、集約したものを、質問者名をふせた上で、令和8年10月22日（木）までに市ホームページに公表する。

7 企画提案書等の提出の要請

提出された参加表明書等の書類をもとに、参加資格を確認し、その結果を令和8年10月30日（金）までに参加表明書等の提出者に電子メール及び書面により通知するとともに、企画提案書等の提出の要請を行う。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

業務を遂行するために必要な提案を記載し、参考となる資料等があれば、添付すること。

なお、様式第4号の記載順のとおりの内容であれば、任意のアプリケーション等を使った書式での提出も可とする。

イ 参考見積書（任意様式）

見積書に合わせて、1(7)に示す提案上限額（予算額）の範囲内で内訳書を作成すること。

(2) 提出方法

各9部を持参し、又は書留郵便すること。なお、郵送の場合、提出期限までに提出場所に到達したもののみを有効とする。また、封書の表に「岩国市姉妹都市展示コーナー製作業務公募型プロポーザル企画提案書」を明記し、郵送時に電話にて文化振興課まで連絡すること。

(3) 書類提出上の留意事項

ア 書類は、A4サイズで片面印刷を原則とする。なお、資料の都合上、部分的にA3サイズを利用する場合は、片袖折にすること。

イ 提出書類は、上記(1)のア、イの順番に並べること。

(4) 提出場所

1(8)と同じ

(5) 提出期限

令和8年12月11日（金）17時

(6) その他

- ア 企画提案書等を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- イ 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。
- ウ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

10 企画提案書等に関する質問及び回答

質問は、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出について

- ア 提出書類 質問書（様式第5号）
- イ 提出方法 電子メール
- ウ 提出場所 1(8)と同じ
- エ 提出期限 令和8年12月1日（火）17時

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールで回答するとともに、集約したものを、質問者名をふせた上で、令和8年12月4日（金）までに市ホームページに公表する。

11 ヒアリングの実施

提出された企画提案書等に関し、次のとおり岩国市姉妹都市展示コーナー製作業務事業者選定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日及び場所

令和8年12月17日（木）岩国市役所本庁舎 予定

※実施日及び場所は、改めて別途企画提案書等の提出者に通知する。

(2) 実施時間

45分以内（提案内容の説明 30分以内、質疑応答 15分以内）

(3) 出席者

1者当たり4人を限度とする。

(4) その他

ア ヒアリングは、企画提案書等の提出順に行う。

- イ 企画提案の説明に要するパソコン等の物品の持ち込みは、認める。ただし、電源、プロジェクター及びスクリーンは市で準備するので、ヒアリング実施の2日前までに市に連絡すること。
- ウ 説明は、提出された企画提案書に沿って行うものとし、資料の追加は認めない。
- エ ヒアリングに正当な理由がなく遅刻又は欠席した場合は、辞退したものとみなす。

12 企画提案書の特定

プロジェクトチームにより、提出された参加表明書等、企画提案書等及びヒアリングの内容を審査し、企画提案書を特定する。

(1) 評価方法

別紙「岩国市姉妹都市展示コーナー製作業務に係る審査基準」に基づいて採点し、総得点のうち最も高い企画提案書の提出者を業務委託受託候補者（以下「特定者」という。）として特定する。

最高点が2以上ある場合は、価格提案の金額が最も安価な企画提案書の提出者を特定者として特定する。

価格提案の金額も同額である場合は、価格のみ再提案し、金額が最も安価な提出者を特定者として特定する。

なお、評価点の得点率が60パーセント未満の場合は、適切な提案がないものとし、企画提案書を特定しない。

(2) 審査結果

審査の結果は、令和8年12月18日（金）までに企画提案書等の提出者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、市ホームページで特定者を掲載する。

13 業務委託契約

企画提案書を特定したのち、特定者と契約条件について協議の上、予算の範囲内で契約に向けた手続を行う。

なお、特定者が参加資格を満たさないと判断した場合や、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。その場合は、次に得点が高い企画提案書の提出者を特定者として、契約に係る協議及び手続を行う。

(1) 提出書類等に虚偽の記載があったとき。

(2) 業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

- (3) 企画提案書等の特定結果に影響を与えるような不正な行為が判明したとき。
- (4) その他プロジェクトチームにおいて特定者と契約の締結を行うことが適当でないと判断される事実が判明したとき。

14 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 本プロポーザルの公告日以降、プロジェクトチームのメンバーに直接、間接を問わず連絡を求めた場合、その他、プロジェクトチームにおいて不適当と認めた場合は、失格とみなす。
- (4) 提出された書類は、原則として記載内容の修正及び変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により担当者の変更を行う場合は、新たな担当者には、同等以上の経歴等を持っている者を充て、事前に市の了解を得なければならない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。なお、提出された書類は、企画提案書の提出者の選定又は企画提案書の特定のため、必要に応じて複写使用する。
- (6) 提出された書類は、岩国市情報公開条例（平成 18 年条例第 20 号）に基づく開示請求があった場合は、原則開示する。なお、公にすることにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、不開示となるので、当該部分がある場合には、不開示部分とその具体的な理由を「不開示に関する理由書（任意様式）」により提出すること。ただし、開示又は不開示の判断は、同理由書に基づき行うものではなく、同理由書を参考として、本市が同条例に基づき客観的に判断するものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る、電子メール、FAX等の通信事故について、本市は一切の責任を負わない。
- (8) 契約保証金は、岩国市財務規則（平成 18 年規則第 52 号）第 127 条第 7 号により免除する。
- (9) この業務に係る契約書は、本市の指定する様式とする。